

令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜におけるインフルエンザ等感染症に関するガイドライン

令和7年(2025年)12月2日
滋賀県教育委員会

1 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【中学校用】

令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜配慮申請実施要領のとおり対応すること。

(1) 受検会場について

- ①通常の検査場以外に、以下の受検者の特別検査場を準備すること。ただし、AとBは可能な限り分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じでも可とする。
- A 体調不良者 B インフルエンザ等罹患者 C 特別配慮者 D 遅刻者
- ②検査場および控室の人数を35人以下とすることが望ましいが、各校の状況によって校長が判断する。
- ③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル程度確保すること。
- ④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保すること。
- ⑤面接検査場では、受検者同士の距離を1メートル程度、面接委員との距離を2メートル以上確保すること。
- ⑥トイレには、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。
- ⑦感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置し、希望者が利用できるようにすること。

(2) 検査当日について

- ①校舎内に入る前の待ち時間および控室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないようにすることについて、受検者に指示すること。
- ②検査場および控室は、適宜換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。
- ③トイレ内は常時換気をおこなうこと。

(3) 中学校での対応について

生徒・教職員とともに、日ごろよりマスクの着用や手洗い、手指消毒の励行等、インフルエンザ等に対する予防をおこなうこと。

2 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項【小学校等、志願者・保護者等用】

令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜配慮申請実施要領を確認してください。

(1) 受検会場について

- ①通常の検査場以外に、以下の受検者の特別検査場を準備します。ただし、AとBは可能な限り分けますが、各校の状況によっては同じ検査場となることもあります。
- A 体調不良者 B インフルエンザ等罹患者 C 特別配慮者 D 遅刻者
- ②検査場および控室の人数を35人以下を原則としますが、各校の状況によって異なる場合もあります。
- ③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル程度確保します。
- ④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保します。
- ⑤面接検査場では、受検者同士の距離を1メートル程度、面接委員との距離を2メートル以上確保します。
- ⑥検査場および控室は、適宜換気をおこないます。(対角にある窓を常時少し開放して換気をおこないます。)
- ⑦トイレ内は常時換気をおこないます。
- ⑧感染状況に応じ受検者が使用する校舎内適所にアルコール消毒液を設置します。

(2) 受検にあたり気をつけていただくこと

- ①日ごろより規則正しい生活や食生活に留意し、万全の体調で臨むようにしてください。
- ②校舎内に入る前の待ち時間および控室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えてください。また、出来る限り密にならないようにしてください。
- ③予防としてマスクの着用や手洗い、手指消毒をおこなうようにしてください。